

発議第1号

和歌山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

和歌山市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月21日提出

提出者 和歌山市議会議員

中村元彦

藪浩昭

川端康史

赤松良寛

森下佐知子

山野麻衣子

和歌山市議会会議規則の一部を改正する規則

和歌山市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「もしくは」を「若しくは」に、「すべて」を「全て」に、「はかつて」を「諮って」に、「行なう」を「行う」に、「さらに」を「更に」に、「あつた」を「あった」に、「もつて」を「もって」に、「なつた」を「なった」に、「なかつた」を「なかった」に、「終わつた」を「終わった」に改める。

目次中、「公聴会、参考人」を「公聴会及び参考人」に改める。

第8条第2項中、「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、第2項の次に、次の1項を加え、第3項を第4項とする。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第11条第3項及び第86条第3項中、「至つた」を「至った」に改める。

第13条第1項、同条第2項及び第16条中、「そなえ」を「備え」に改める。

第14条中、「同一会期中は」の次に「、」を加える。

第17条及び第91条中、「先立つて」を「先立って」に改める。

第18条第1項中、「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第2項及び第3項中、「承認」を「許可」に改める。

第19条及び第65条中、「かえる」を「代える」に改める。

第26条中、「（選挙の宣告）」を「（（選挙の宣告））」に改める。

第28条中、「、職員の点呼に応じて」を「、議長の指示に従って」に、「、投票を備え付けの投票箱に投入する」を「、投票する」に改める。

第30条第3項中、「きいて」を「聴いて」に改める。

第36条第1項中、「（請願の委員会付託）」を「（（請願の委員会付託））」に改める。

第36条第3項及び第162条中、「諮つて」を「諮って」に改める。

第37条中、「まつて」を「待って」に改める。

第43条第2項中、「（付託事件を議題とする時期）」を「（（付託事件を議題とする時期））」に改め、「会議」を「議会」に改める。

第44条第2項中、「必要があると認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第4項中、「当つて」を「当たって」に改める。

第54条第1項及び第108条第1項中、「こえて」を「超えて」に改める。

第54条第2項中、「なお従わない場合は」の次に「、」を加える。

第55条及び第157条中、「こえる」を「超える」に改める。

第62条第2項中、「はから」を「諮ら」に改める。

第63条中、「（質疑の回数）」を「（（質疑の回数））」に、「（質疑又は討論の終結）」を「（（質疑又は討論の終結））」に改める。

第64条中、「発言を取り消し」の次に「、」を加える。

第65条中、「その写」を「その写し」に改める。

第66条、第69条第1項、第118条及び第121条第1項中、「とろうと」を「採ろうと

」に改める。

第69条第2項、第75条、第76条第1項及び第121条第2項中、「とら」を「採ら」に改める。

第70条、第76条、第122条及び第128条中、「とる」を「採る」に改める。

第73条中、「（議場の出入口閉鎖）」を「（（議場の出入口閉鎖））」に、「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」を「（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））」に、「（投票）」を「（（投票））」に、「（投票の終了）」を「（（投票の終了））」に、「（開票及び投票の効力）」を「（（開票及び投票の効力））」第1項から第3項まで」に、「（選挙結果の報告）」を「（（選挙結果の報告））」に、「（選挙関係書類の保存）」を「（（選挙関係書類の保存））」に改める。

第75条及び第127条中、「はかる」を「諮る」に改める。

第1章第9節の見出し中、「、参考人」を「及び参考人」に改める。

第76条の4第1項中、「学識経験を有する者等（以下「公述人」という。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第79条中、「（発言の取消又は訂正）」を「（（発言の取消又は訂正））」に改める。

第90条及び第156条中、「よつて」を「よって」に改める。

第92条中、「承認を要する。」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。」に改める。

第109条第1項中、「委員でない議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「きく」を「聴く」に改め、同条第2項中、「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改める。

第116条中、「発言を取り消し」の次に「、」を加える。

第117条の見出しを「（答弁書の配布）」に改め、同条中「職員をして朗読させる。」を「その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。」に改める。

第125条中、「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」を「（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））」に、「（投票）」を「（（投票））」に、「（投票の終了）」を「（（投票の終了））」に、「（開票及び投票の効力）」を「（（開票及び投票の効力））」に、「（選挙結果の報告）」を「（（選挙結果の報告））」に、「第1条の規定」を「第1項の規定」に改める。

第127条中、「とられ」を「採ら」に改める。

第133条第2項中、「、法人の」を「並びに法人の」に改め、第3項の次に、次の2項を加える。

4 請願者が請願書（会議の議題になったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題になった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第135条第1項中、「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。」に改め、同条第3項中、「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第137条第1項中、「意見を付け、」を削り、第1項の次に、次の1項を加え、第2項を第3項とする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第138条中、「決したものについては」の次に「、」を加える。

第139条中、「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第143条中、「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「（（議案等の説明、質疑及び委員会付託））」に改める。

第145条第1項の次に、次の1項を加える。

2 議員は、議長が別に定める議員章を着用するものとする。

第146条中、「つえ、」を削り、「議長又は委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第150条中、「書籍の類」を「書籍の類い」に改める。

第151条を次のように改める。

（資料等の配布又は提示の届出）

第151条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布又は提示するときは、議長又は委員長にあらかじめ届け出なければならない。

第152条中、「登つて」を「登って」に改める。

第154条中、「（秘密の保持）」を「（（秘密の保持））」に改める。

第155条中、「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「（（議案等の説明、質疑及び委員会付託））」に、「議決することは」を「議決することが」に改める。

第155条の次に、次の1条を加える。

（代理弁明）

第155条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第160条第3項及び第161条第2項中、「当たつて」を「当たって」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。